

## 内部統制システム構築に関する基本方針

### 1. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の取締役および従業員は、法令・定款の遵守はいうまでもなく、社会の一員として求められる倫理規範に基づき誠実に行動し、社会から信頼される経営体制の確立に努める。また、コンプライアンス・リスク管理の全社レベルでの徹底推進と内部統制システムの運用を図ると共に、業務処理にかかわる社内規程等の遵守を徹底するため、従業員の指導や教育を行う。

その他、内部通報制度を整備し、法令違反等の不正行為を早期に発見して是正を図り、コンプライアンス経営の強化および不正の防止に対する自浄作用の向上を図る。

### 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令・定款および文書管理規程に基づき、取締役会ならびにその他の重要な会議の意思決定に係る記録および決裁した文書等を定められた期間、適切に保存・管理する。また、取締役、監査役および会計監査人（監査法人）は、それらの文書を随時閲覧できる体制とする。

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会およびその他の重要な会議において、それぞれの担当取締役より報告される業務執行に関わる重要な情報や、会計監査人（監査法人）による会計・内部統制監査および内部監査室より報告される業務・会計監査の状況などから、経営に重大な影響を及ぼす恐れのあるリスクについての的確に把握し、適切に認識・評価する。この際、会計監査人（監査法人）、弁護士事務所、顧問税理士等の外部機関より適宜、助言・指導を受け対策を講じる。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、法令・定款に基づき取締役会を設置する。取締役会は、取締役会規程に基づき、取締役全員をもって構成し、月1回定時に開催するほか必要な都度、臨時に開催し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに取締役の職務執行を監督する。また、取締役会とは別に常勤の取締役および監査役で構成される経営会議を設置し、月2回定時に開催するほか必要な都度、臨時に開催し、取締役会における審議の充実と意思決定の迅速化を図る。

### 5. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社の監査役は、監査役監査規程に基づき、必要に応じて取締役の同意を得て、会社従業員の中より適当な補助者を求めることができるものとする。なお、当該従業員は、監査役の指定する補助すべき期間中は、監査役へ指揮権が移譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。また、当該従業員の異動等については監査役の事前同意を必要とする。

## **6. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制**

当社の監査役は、法令・定款および監査役監査規程に基づき、取締役会およびその他の重要な会議への出席が認められ、取締役ならびに従業員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したとき、または監査役会が必要と認める事項について、遅滞なく報告する体制としている。

## **7. 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

社内規程において、監査役に報告したことを理由として、当該報告を行った役員及び使用人に対しいかなる不利益な取り扱いを行ってはならない旨を定め、当該内容を当社の役員及び使用人に周知徹底するものとする。

## **8. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項**

監査役がその職務の執行のために費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理するものとする。

## **9. その他監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制**

当社の監査役は、法令・定款および監査役監査規程に基づき、取締役会およびその他の重要な会議に出席し、意見を述べ、あるいは勧告または助言を行う。また、監査役会は内部監査室および会計監査人（監査法人）と密接な連携をとり、監査の実効性と効率性の向上を図る。

## **10. 財務報告の信頼性を確保するための体制**

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法をはじめとする関係諸法令に基づき、財務報告の基本方針および内部統制報告規程を定め、内部統制システムを構築する。さらに同システムの整備状況ならびに運用状況を継続的に評価し、不備の発見と必要な是正を行うものとする。

## **11. 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況**

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断し、不当要求等に対しては毅然とした態度で臨むとともに、適宜に警察、顧問弁護士等の外部専門機関と緊密に連携し、組織全体として速やかに対応する。

(制定) 2020年10月26日